

1 億円産地づくり条件整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和 37 年富山県規則第 10 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、1 億円産地づくり条件整備事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第 2 条 知事は、農業協同組合を中心とした大規模な園芸産地を育成するため、市町村が 1 億円産地づくり条件整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく事業を行う事業実施主体に補助する場合、もしくは全国農業協同組合連合会富山県本部（以下、「全農富山県本部」という。）が実施要領に基づいて事業を行う場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の対象経費及び補助率)

第 3 条 補助金の交付の対象経費及び補助率は、次表のとおりとする。

対象経費	補助率等
<p>(1) 農業法人・生産出荷組織が事業主体となる場合</p> <p>事業実施主体が実施要領に基づいて行う当該間接補助事業について、市町村が県の補助金額にその額の 2 分の 1 以上を加えた額を補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>当該間接補助事業費の 3 分の 1 以内</p>
<p>(2) 全農富山県本部が事業主体となる場合</p> <p>全農富山県本部が実施要領に基づいて行う補助事業に要する経費</p>	<p>当該補助事業費の 3 分の 1 以内</p>
<p>(3) 農業協同組合が事業主体となる場合</p> <p>事業実施主体が実施要領に基づいて行う当該間接補助事業について、市町村が県の補助金額にその額の 2 分の 1 以上を加えた額を補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>当該間接補助事業費の 3 分の 1 以内</p> <p>ただし、1 農業協同組合当たりの県の補助金額は 15,000 千円を上限とする。</p>

(交付申請書の添付書類の様式等)

第4条 規則第3条の規定にかかわらず、補助金交付申請書及びこれに添付すべき書類の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場  
合においては、知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する  
軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場  
合においては、知事の承認を  
受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場  
合又は当該補助事業の  
遂行が困難になった場  
合においては、速やかに知事に報告してその  
指示を受けること。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲  
げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体を変更すること。
- (2) 事業費又は事業量の20パーセント以上の変更をすること。

(計画変更承認申請書の様式)

第7条 第5条第1号の規定により、知事の承認を求める場  
合の申請  
書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書及びこれに添付する書類  
の様式等は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又  
は当該年度の末日のいずれか早い日とする。

(書類の経由)

第9条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業施行地を管  
轄する市町村長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は平成29年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は令和3年度分の補助金から適用する

